

山口市農作物振興対策事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、別表に掲げる事業の実施要領等に基づいて市が行う補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第2条 市は、別表に掲げる農業協同組合等(以下「事業実施主体」という。)が行う事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について事業実施主体に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の内容及び補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第3条 前条の規定による補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、様式第1号により補助金交付申請書を作成し、市長が別に定める日までに市長に提出するものとする。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第4条 市長は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その事業の目的及び内容が適正であるか等を確認の上、補助金の交付決定を行い、当該申請をした事業実施主体に交付決定の内容等を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業変更の承認)

第 5 条 事業実施主体は別表の重要な変更の欄に掲げる変更を加えようとするときは、様式第 2 号の補助金変更承認申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項の補助金変更承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めるときは、その旨事業実施主体に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第 6 条 事業実施主体は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由及び事業の遂行状況を市長に届け、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 7 条 事業実施主体は、事業を完了したときは、その日から 20 日を経過した日又は補助金の交付の決定をした年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに様式第 3 号により実績報告書を作成し、市長に提出するものとする。

- 2 第 3 条第 2 項のただし書により交付申請を行った事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第 3 条第 2 項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第 1 項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額を減じた額を上回る部分の金額)を様式第 4 号により速やかに市長に報告するとともに、市長の命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定による報告書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適正であると認めたときは、補助

金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

- 第9条 前条の規定により通知を受けた事業実施主体が補助金の交付を受けようとするときは、様式第5号により補助金精算払請求書を市長に提出するものとする。

(概算払の請求)

- 第10条 事業実施主体は、第4条による交付決定通知があり、補助金の概算払を請求しようとするときは、様式第6号により概算払請求書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項により提出された概算払請求書が適正であると認めるときは、事業実施主体に対して補助金を概算払により支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第11条 市長は、次の各号に掲げる場合には、第4条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 事業実施主体が法令又はこの要綱に違反した場合

(2) 事業実施主体が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業実施主体が補助事業に関して、不正、怠慢その他不適當な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 市長は、第1項による取消しをした場合には速やかに事業実施主体に通知する。

(区分経理)

第 12 条 事業実施主体は、当該補助事業に係る会計と他の補助事業に係る会計を区分して経理を行うものとする。

(財産の管理等)

第 13 条 事業実施主体は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第 14 条 1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械及び器具については、耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数)の期間内において、市長の承認を受けずに補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の場合において、市長の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する額を市に納付させることがある。

(帳簿類の保管)

第 15 条 事業の施行状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年とする。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、様式第 7 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(報告及び検査)

第 16 条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対して報告を求め若しくは補助事業の施行に関して必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

附 則

(旧要綱の廃止)

1 山口市山口地域スクミリンゴ貝防除対策事業補助金交付要綱(平成 17 年 10 月 1 日制定)、山口市山口地域野猪・猿被害対策事業補助金交付要綱(平成 17 年 10 月 1 日制定)、山口市小郡地域農業振興対策事業補助金交付要綱(平成 17 年 10 月 1 日制定)、山口市小郡地域野猪被害対策事業補助金交付要綱(平成 17 年 10 月 1 日制定)、山口市阿知須地域農業振興対策補助金交付要綱(平成 17 年 10 月 1 日制定)及び山口市徳地奨励作物産地拡大対策事業補助金交付要綱(平成 17 年 10 月 1 日制定)は廃止する。

なお、この要綱の施行日前に山口市山口地域農産園芸等振興対策事業に係る補助金交付要綱(平成 17 年 10 月 1 日制定)、山口市山口地域スクミリンゴ貝防除対策事業補助金交付要綱(平成 17 年 10 月 1 日制定)、山口市山口地域野猪・猿被害対策事業補助金交付要綱(平成 17 年 10 月 1 日制定)、山口市小郡地域農業振興対策事業補助金交付要綱(平成 17 年 10 月 1 日制定)、山口市小郡地域野猪被害対策事業補助金交付要綱(平成 17 年 10 月 1 日制定)、山口市阿知須地域農業振興対策補助金交付要綱(平成 17 年 10 月 1 日制定)及び山口市徳地奨励作物産地拡大対策事業補助金交付要綱(平成 17 年 10 月 1 日制定)の規定に基づいて交付決定した補助金については、なお、従前の例による。

(施行期日)

2 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。